

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

法人の事業所	1人以上	強制適用
個人の事業所（適用業種）	従業員5人以上	
	個人の事業所（非適用業種）	従業員5人未満
（農林水産業、接客娯楽業、法務業、宗務業、やサービス業の一部など）		

法人の代表者の被保険者資格

株式会社、有限会社などの理事、監事、取締役、代表社員などの代表者であっても、労働を提供し、その対償として報酬を得ている以上は、「法人に使用されている人」と扱われるため被保険者として扱われます。

複数の事業所に雇用されるときには手続きが必要です

- 被保険者が同時に複数（2か所以上）の適用事業所に使用されることにより、管轄する年金事務所または保険者が複数となる場合は、被保険者が届出を行い、年金事務所または保険者のいずれかを選択します。役員の場合には注意が必要です。
- 届出の結果、選択した事業所を管轄する年金事務所（または健康保険組合）が当該被保険者に関する事務を行うこととなります。なお、健康保険組合を選択した場合であっても厚生年金保険の事務は年金事務所が行います。
- この届書の提出に当っては、適用事業所の被保険者となるための「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の提出が前提となります。新たに被保険者となる場合は、事業所から資格取得届が提出されていることを確認してください。
- 被保険者が「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を選択する年金事務所提出します。
 ※ 2事業の報酬を合算した金額で標準報酬月額が定められ、原則として、2事業所それぞれの事業所からの報酬に応じて、按分された保険料がそれぞれの事業所に請求されます。

被保険者にならない人、被保険者になる人

被保険者 にならない		常時使用される人は	被保険者 となる
	日々雇入れられる人	引き続き1か月を超えて使用されることになった人は	
	2か月以内の期間を定めて使用される人	定められた期間を超えて引き続き雇用されることとなった人は	
	季節的業務（4か月以内）に使用される人	継続して4か月を超えて使用される見込みの人は当初から	
	臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される人	継続して6か月を超えて使用される見込みの人は当初から	

平成28年10月から501人以上の事業所でパートタイマーの被保険者資格が変更されます

被保険者となる人	今まで	次の①および②の両方に該当する人 ① 労働時間が一般社員の4分の3以上の人 ② 労働日数が一般社員の4分の3以上の人 上記は目安であって、該当しない人であっても、総合的に判断した結果、常用的使用関係にあると認められれば被保険者として扱われます
	501人以上の事業所では 今後は	次の①、②、③および④のいずれにも該当する人 ① 週所定労働時間が20時間以上の人 ② 賃金月額88,000円（年収1,060,000円）以上の人 ③ 雇用見込み期間が1年以上の人 ④ 学生でない人

※ 501人以上の事業所に使用される学生であっても、今までの基準（一般社員の4分の3以上）に該当すれば被保険者となります。